

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	総務部資産税課
委 託 業 務 名	家屋比準評価用比準項目及び格差率分析業務
委 託 業 務 場 所	大津市御陵町
概 要	家屋固定資産評価における比準評価の構築に向け、昨年度実施した標準的な施工家屋について分析した内容を基に、3年ごとに改定される固定資産評価基準の内容に基づいた比準項目及び格差率分析を行うもの
契 約 期 間	令和8年 4月 1日から 令和9年 3月19日まで
契 約 年 月 日	令和8年 4月 1日
契 約 金 額	13,640,000円
契 約 の 相 手 方	[所在地] 大津市中央三丁目1番8号 [名 称] エアロトヨタ株式会社 滋賀支店
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	当該業者は、現在使用中の家屋評価図形計算システムの開発業者であることに加え、平成24基準年度から評価替にかかる業務を受託していることから、過去基準年度から現在までの期間の本市における比準評価の運用や分析内容について精通している。また、過年度に当該システム上で作図や評価計算した家屋データを抽出し、令和9年度固定資産評価基準の改正内容や近年建築される家屋の傾向を踏まえ分析を行うにあたり、同システムを用いることで効率的な分析が可能となる。よって、システム開発者であり知的財産権（ライセンス）を有する当該業者のみが業務を遂行することが可能である。さらに、家屋比準評価構築に向け令和7年度に業務委託をした「家屋比準評価資料作成業務」も同社が受託しているため上記の業者を選定する。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 ② 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。